

暮らしと資産のコンシェルジュ通信

FPオフィス
Life & Financial Clinic (LFC)

2014年8月9日発行

Vol. 5、第 2 号

消費増税だけでない!? インフレが家計に与える影響



(群馬県・草津温泉：平成26年4月撮影)

残暑お見舞い申し上げます。

4月に消費税率が8%に上がり、私たち個人の負担が増す、「生涯可処分所得減少時代」がいよいよ幕開けとなりました。来年10月には、さらに10%へ引上げが予定され、その判断について、麻生財務大臣は、「年内に公表されるGDPが主たる判断指標となる」と述べ、今年12月上旬に公表予定の平成26年7-9月期GDP(2次速報)等を見極め、年内に最終判断を行うとの見通しを示しています。

この動向も気になるどころですが、もう一点家計の負担増につながる事象があります。それは、インフレです。インフレが家計に与える影響を「収入」「支出」「資産運用」という三つの視点で考えてみます。「収入」は、安定したインフレ下で企業業績が良くなり、賃金が

上昇すれば問題ないと思いますが、インフレを考慮するのであれば、定期昇給はもとより、賞与・ベースアップ部分がインフレを上回る必要があります。また、公的年金もマクロ経済スライドの導入で、支給額が物価に対して実質目減りすることになっています。「支出」は、インフレの影響を受け、支出額は増加します。「資産運用」は、現在の運用方法を変えないと仮定すると、インフレ分だけ、実質目減りすることになります。このように、インフレは家計にトリプル・ダメージを与えます。

「収入」は、同じ会社に勤める限りは、自助努力でインフレによる影響を回避することは難しいでしょう。「支出」は、日々の生活費を見直すことは必要ですが、限界があります。日々の生活以外にライフプランを見直すことも重要です。ただし、できれば、人生の夢や目標は変えずに実現したいものです。そう考えると、いままでは、聖域としていた「資産運用」にも、勇気を持って踏み込んでいかなければなりません。

LFCは、インフレからのトリプル攻撃から家計を守るため、「暮らしと資産のコンシェルジュ」として、皆様のお役に立たせていただきます。

2014年後半も、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー
平野 泰嗣 平野 直子

◆お届けする内容◆

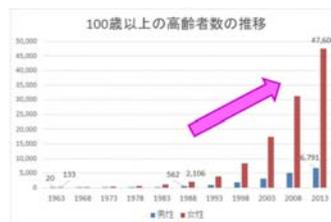
- ・消費増税だけでない!! インフレが家計に与える影響
- ・老後悠々自適は、もう古い!!～人生100年時代のライフ&マネープラン術
- ・インフレに預金は弱く、株は強いは本当か?
- ・将来の年金は、実質2割減少する!?～平成26年 年金財政検証～
- ・老後の暮らし・資産を守る成年後見制度
- ・金利の仕組みを知って。資産効率を高めよう!
- ・2014年前半のLFC活動報告
- ・LFCの金融資産運用相談のご案内

老後悠々自適は古い!?～人生100年時代のライフ&マネープラン術

日本で100歳以上のお年寄りは、54,397人(平成25年9月1日時点、厚労省発表)だそうです。100歳以上のお年寄りは、平成10年に1万人を超え、平成24年には5万人を突破。この数は年々上昇しています。日本人の平均寿命は男性80.21歳、女性86.61歳(平成25年簡易生命表)から、人生90年が、もはや当たり前のようにありますが、医学の進歩により、「人生100年」という時代が到来するかもしれません。

かつては、「現役時代は、一生懸命働き、老後は悠々自適に暮らす」というのが、働く人にとっての理想像(あるいはモデル像)として考えられてきました。ワーク(仕事)

とライフ(生活を楽しむ)の調和を、現役時代はワークを中心にし、老後はライフを中心にする事で、人生全体でバランスが取れていると言えないこともないでしょう。ところが、人生の期間が長くなるほど、前半はワークを中心にし、後半はライフを中心にするという切り替えが難しくなってきました。働く期間が延び、悠々自適に人生を楽しむことができる健康な老後の期間が短くなるかもしれないからです。人生でワーク・ライフのバランスを取ること考えると、現役時代からワーク・ライフのバランスを取った暮らしをすることが、結果的に人生でバランスを取ることになるでしょう。そして、ワークとライフのバランスを取

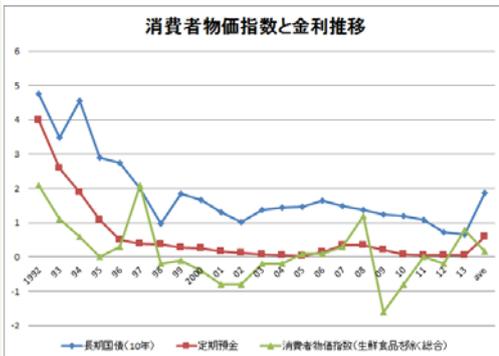


るためには、マネー(お金)という視点も忘れてはなりません。収入を得る手段としてのワークと、ライフを楽しむためにはマネーが必要だからです。つまり、ワーク・ライフ・バランスを実現するには、ライフプランとマネープランを考えることが重要です。パートナーと人生100年のライフプラン、マネープランづくりにチャレンジして、人生のワークライフ&マネーバランスを実現しましょう!



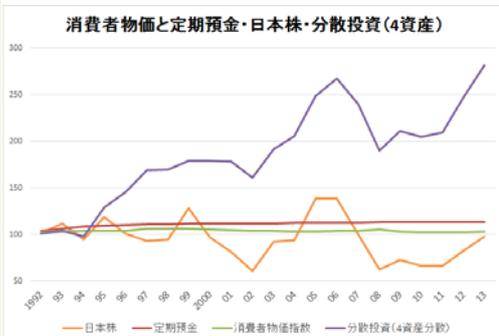
「インフレに預金は弱く、株式は強い」は本当か？

●消費者物価指数と金利の推移(1992年～2013年)



※消費者物価指数 生鮮食品を除く総合(前年比)
 ※定期預金 300万円未満、期間1年以上2年未満
 ※長期国債(10年)新規発行応募者利回り

●消費者物価と運用(1992年～2013年)



※消費者物価指数 生鮮食品を除く総合(前年比)、日本株(TOPIX)、4資産分散投資(日本株・債券・外国株・債券に均等投資)、定期預金(1年定期)で、1992年に100万円を運用した場合の価格推移。資産運用という観点で見れば、4資産に分散投資をした場合が、最も運用効率が良いという結果でした。

■インフレ下の資産運用をどう考える？

平成26年6月分の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合、総務省7月25日公表)は、前年同月比で3.3%上昇しました。4月からの消費増税が価格に反映された結果ともいえますが、4月以降、前年対比で3%超のインフレが続いています。このような背景もあって、インフレと資産運用に関する質問を頂きます。

■定期預金では、資産が目減りするか？

預金金利がインフレよりも低いと、実質的な資産価値は目減りします。過去約20年間の消費者物価指数の前年対比と、定期預金(1年定期)を比較すると、1992年から2013年までの21年間で、物価上昇率が定期預金金利を上回ったのは、1997年と2013年の2回。過去21年間の物価上昇率の平均は0.01%、定期預金は0.59%です。こうしてみると、「定期預金は、インフレに負ける」とは言い切れなようです。ただし、足元の経済状況を見れば、アベノミクスによって、日銀がインフレ誘導を行っていること、定期預金金利は、引き続き低水準の状況が続いているので、短期的に見れば、インフレが定期預金金利を上回る状況が続くと個人的には考えています。

■株式投資はインフレに強いのか？

預金と対比して、株はインフレに強いといわれています。株は、安定的なインフレの中では、企業業績の好調が続く限り、株価の上昇が期待できると考えられるためです。1992年に100万円のモノ(物価上昇率)を所有した場合と100万円を株(TOPIX)に投資した場合を

比較してみると、株は物価上昇を大きく上回ったり、下回ったりしながら、2013年時点で、ほぼ同じ価格になりました。このことから、必ずしも株はインフレに強いとは言えないでしょう。株式投資は、景気や企業内容をしっかり見据えて投資をするべきで、上手に株式投資を行えば、運用成績も良くなり、その結果、インフレのリスクを回避できるということです。インフレによる資産の目減りを安全に回避するという意味では、株式よりも定期預金の方が優れていると、過去のデータ結果から言えそうです。

■物価連動国債が2015年個人保有解禁

インフレリスクを回避するための投資対象として、物価連動国債が注目されています。物価連動国債は、物価の変動に合わせて、元金(償還金)と利子額が変動する国債です。物価変動によって、利子額の変動はありますが、償還元本は保証されるようになり、インフレリスクを回避する投資対象として注目が集まっています。現時点では、機関投資家向けの国債のため、個人は、物価連動国債を投資対象とする投資信託を通じて購入するしか方法はありませんでした。ところが、財務省は、物価連動国債の個人保有を2015年1月以降に可能にすると発表しました。預金と株式、債券(物価連動国債)のどれがインフレリスクを回避できるかと考えるよりは、しっかりと投資環境を見極めて、資産配分を行うことの方が大切です。

将来の年金制度を占う、年金財政検証が公表されました！

■将来の年金は、実質2割減少する!/? ~平成26年 年金財政検証~

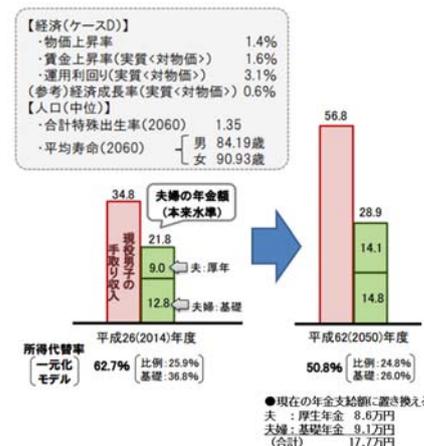
日本の公的年金は、現役世代から納められる保険料を、その時の年金支給の主な財源とする賦課方式が採用されています。そのため、公的年金の財政バランスは、人口構成や社会・経済情勢の変化によって年々変わります。あらかじめ100年先迄の収入や支出の見通しを立てても、実際に見通しどおりになるとは限りません。そこで、将来に渡り、年金制度を安定させるために、少なくとも5年ごとに「財政検証」を行い、人口や経済の実績を織り込み、新しい見通しを作成します。平成26年6月、厚生労働省より「平成26年財政検証結果」が発表されました。財政検証では、将来の年金の支給水準(夫婦合算)を、現役世代の男性の手取り収入に対する割合で表した「所得代替率」を公表しています。現在の現役世代の手取り収入34.8万円に対し、年金支給は21.8万円(厚生年金9万円、夫婦の基礎年金12.8万円)で、所得代替率は62.7%です。これに対し、

平成62年度の所得代替率は50.8%に下がる見込みです。【図】では、支給額は増えていますが、現役世代の手取り収入も賃金上昇率やインフレ率などが考慮され、56.8万円に上がっているからです。現在の水準に置き換えると、厚生年金8.6万円、基礎年金(夫婦)9.1万円、合計17.7万円となり、実質的には、約2割の目減りです。

財政検証の前提条件は【図】に記載しています。実際の財政検証では、8つのケースをシミュレーションしていますが、平成35年時の賃金上昇率が4.1%、運用利回りが4.9%としているなど、前提条件の甘さも目につきます。

昨今決まった年金制度改革では、①基礎年金の国庫負担の引き上げ、②遺族基礎年金の支給対象の拡大(夫にも支給される)、③年金生活者支援給付金の支給、④高齢基礎年金の受給資格期間の短縮など、私たちにとって、プラスになることばかりです。その一方で、これからの検

討課題として、①マクロ経済スライドの導入、②短時間労働者の加入問題、③在職老齢年金の見直し、④高所得者の年金給付のあり方など、負担増加、給付削減につながるものばかりです。私たちの老後のライフプランに直結する年金制度改正の議論に注目しましょう。



老後の暮らし・資産を守る成年後見制度とは

■ 成年後見制度の仕組みを理解しよう！

老後に関するご相談の中で、老後にかかるお金よりも、ご自身が身体の衰えや判断能力の低下によって介護状態になった場合の、日常生活や資産管理に対する不安をお話される方が多いです。お子様に面倒を見てもらうという選択肢もありますが、お子様が近くに住んでいなかったり、働いているので頻繁な行き来は難しいという場合もあるでしょう。そのような場合、成年後見制度を知っておくと便利です。

成年後見制度は、認知症のお年寄りや、知的障がい、精神障がいのある方が、現在の能力・財産を活かしながら、終生その人らしい生活を送れるよう、法律面・生活面から保護し支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

●**法定後見制度**:判断能力が低下したときに、家庭裁判所に後見人等を選任してもらい、その人に支援してもらいます。特定の支援者(後見人等の候補者)を同時に申し立てることもできます。申立時の判断能力の程度に応じて、後見・補佐・補助の3つの類型のいずれかの審判が降りります。

●**任意後見制度**:判断能力があるうちに、支援してもらう人との間で支援内容を公正証書で契約しておき、判断能力が低下したときに任意後見監督人選任の申立を行うことによって、すみやかに支援してもらいます。

判断能力が低下して、今すぐ支援を受けたい

場合は法定後見制度、将来の判断能力の低下に備えたい場合は任意後見制度を利用します。

●**成年後見登記制度**:成年後見制度は、従前の禁治産・準禁治産制度を改善したもので、旧制度では、禁治産・準禁治産が戸籍に記載され、さまざまな差別の生む原因となっていました。新制度では、成年後見制度の利用に関する情報を登記することを義務付ける一方、特に限られた者のみが情報にアクセスできるように、成年後見登記制度が整備されています。

平成25年現在の成年後見制度の実利用者数は、17.6万人です。このうち、親族(子どもや配偶者)以外の第三者が後見人になっているケースは、約6割で、年々増加傾向です。

実は、親族が成年後見になる場合、後々の相続のトラブルの原因になりやすいので注意が必要です。成年後見人である親族が、親のためと思って財産を使っても、成年後見人以外の親族は、使い込みだと主張して、相続争いが泥沼化する恐れがあります。親族内で成年後見人を誰にするかは、相続争いの前哨戦であるとも言われています。親族ではなく、第三者の法定後見人を選ぶことで、将来の親族間の無用な相続争いを避け、ご自身の老後の財産を守りつつ、理想の生活の安心・安全を実現することが可能になります。LFCでは、お客様の老後の資産管理をサポートする一環として、成年後見に関するご相談もお受けしています。

●成年後見制度活用の5か条

- ①介護が目的ではない
- ②本人を保護するため、法律行為(契約等)について代理する
- ③成年後見人は、財産管理、身上監護を担う極めて重要な存在である
- ④成年後見人は本人の財産状況や生活状況を家庭裁判所へ報告する義務がある
- ⑤本人の意思を尊重することが最も重要

■成年後見に関する費用

法定後見			任意後見		
申立時に要する費用			任意後見契約締結時		任意後見監督人選任の申立時
収入印紙	3400円	その他診断書、戸籍謄本、住民票等の取得に必要な費用	契約書(公正証書)作成料、公証人に支払う手数料、登記手数料	収入印紙	2200円
郵便切手	4300円			郵便切手	2980円
鑑定料	5~10万円				
後見人等に支払う報酬					
家庭裁判所が決定した額(3~5万円程度)			契約で定めた額 + 任意後見監督人への報酬(1~3万円程度)		



金利の仕組みを知って、資産効率を高めよう！

■ 運用・借入を左右する、金利の決まり方

低金利が続く中、アベノミクスによる景気回復から、今後の金利動向が気になるところです。金利には、変動金利と固定金利があります。変動金利は、約定期間中に金利が見直されるものを行い、固定金利は、約定期間中の金利が固定されるものを行います。金利は、定期預金など資産運用の場面と、住宅ローンなどお金を借りる場面で選択を迫られます。運用の場面では、金利が低くて、将来金利が上がりそうな時は、変動金利(あるいは1年定期を選択)を選択し、金利が高くて、将来金利が下がりそうな時は、固定金利を選択した方が、資産の運用効率は上がります。反対に、住宅ローンなどお金を借りる場面では、金利が低い時に固定金利を選び、金利が高い時には変動金利を選択した方が有利になります。運用、借入の場面で金利を正しく選択することで、生涯を通して、資産効率が高まります。金利を正しく判断するためには、金利がどのような仕組みで決まるかを知ることが大切です。

金利には、短期金利と長期金利に分けられ、金

融の世界では1年未満を短期、それ以外を長期として分類します。変動金利は短期金利、固定金利は長期金利の影響を受けます。

●短期金利の決まり方

短期金利の水準は、市場における資金量によってほぼ決まります。従って、短期金利に影響を及ぼす要因は、日銀の金融調節です。現在、アベノミクス政策によって、市場に資金を多く供給しているため、短期金利が過去最低水準になっているのです。変動金利の先行きを予測する場合は、日銀の金融調節などのニュースに注目しておくとい良いでしょう。

●長期金利の決まり方

長期金利は、金融政策の影響も受けませんが、長期資金の需要と供給によって決まると考えられています。長期資金の需要と供給に影響を与える要因は、(1)期待インフレ率、(2)期待成長率、(3)リスクプレミアムの3つです。将来、物価が上昇する、経済が成長すると予測される場合、投資などが活発になり、長期の資金需要が増え、長期

金利が上昇するのです。今まで低金利が続いたのは、デフレで、景気も停滞していたからと言えるでしょう。3つ目の要素、リスクプレミアムとは、将来についての不確実性があることに対して、投資家が要求する上乗せ金利のことをいいます。先行きが読みやすければ、リスクプレミアムは低くなりますが、例えば、リーマンショックのように先が全く読めないような経済状況に陥ったとき、リスクプレミアムは増し長期金利は上昇します。長期金利の先行きを予測する場合は、日本経済や世界経済などのニュースや経済指標などに注目する必要があります。

将来、長期金利が上昇する可能性が高まったことを背景に、日銀が金融機関に対して行うの審査の内容に、2014年より金利上昇リスクに対する管理体制が加えられました。経営陣のリスク認識や経営体力に見合った事業を行っているか点検するためです。私たちの家計においても、資産運用、借入で、金利上昇による影響がどのくらいか、再点検する必要があります。



京橋オフィス・国分寺相談室で相談受付中！



日本テレビ(7/27)
サンパリュ「専門家100人
が出した答え」



日経ヴェリタス(4/15)
「人生90年の備え 豊かな
老後のためのマネー術」



恒例?のお誕生日会(4月)



レゴラスの暑さ対策
必殺サマーカットです！



週刊東洋経済(2/15)
「70歳まで働く45歳から考える
次の仕事」



宮城県石巻市・日和山より撮影
(7月)～かさ上げの遅れから、
住宅はまだ再建されていません。



日本三景・安芸の宮島(5月)



レゴラスもお花見が大好き♪

2014年上半期のLFCの活動報告

2014年の前半をカレンダーを見ながら振り返ってみると、北に南と、かなり多く出かけ、多くの方との出会いがありました。

●ビジネス

平野泰嗣は、5月から7月にかけて、岩手・宮城・福島の被災三県を訪問する機会がありました。世間では復興がかなり進んでいると言われています。けれども、被災地視察ツアーなどでは、いかに復興が進んでいるかを見ることが多く、実際はまだまだ進んでいないという現実を伝えて欲しいと、現地の方がおっしゃっていましたので報告します。

平野直子は、「理想のワークライフとマネーバランスを実現する」をテーマに活動をしてきましたが、企業・官公庁の職員向けのセミナーが増えてきました。

FP関連では、4月の消費増税に合わせて、夫婦で家計管理や住宅購入に関する取材を受ける機会が多かったです。また、消費増税を機に家計に対する意識の変化があったのか、個別相談の件数も例年比で多かったです。相談内容としては、家計に関するご相談

だけではなく、相続に関する相談も増えてきました。来年1月からの相続税増税という背景もあるのでしょうか。

●プライベート

春の旅行は、草津温泉に行ってきました。何度か近くを通りかかったものの、温泉に入る機会はなく、今回、初めて草津の湯を堪能しました。「草津よいとこ一度はおいでアドコイショ」と「草津節」を唄いながらの湯もみが有名です。その後、映画「テルマエ・ロマエII」を見に行った時に、湯みみのシーンが放映されたので、タイムリーな旅行でした。平野泰嗣は、仕事に合わせて、日本三景の一つ、安芸の宮島を訪問しました(視察旅行です…念のため)。小さな博物館(宮島歴史民俗資料館)があり、宮島の歴史を2時間かけて学びました。博物館に入ると、時間があっというまに過ぎます。日本三景の松島はすでに何度か訪問しているので、近いうちに天橋立を訪問して、日本三景を制覇したいです。2014年後半も頑張ります！

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031
東京都中央区京橋 1-3-2
モリイチビル304(受付4F) オフィス平野
電話 : 03-3231-6113
FAX : 03-6740-7663
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子

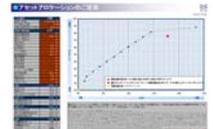


Web サイトもご覧ください
<http://www.mylifeplan.net>

●金融資産運用相談(32,400円※/90分×2回)

【ポートフォリオ分析付】

NISA口座の活用方法、会社で導入している確定拠出年金の運用状況の分析、各ご家庭の家計に合った資産運用の方法など、まずはお気軽にご相談ください。(相談回数2倍！)
⇒ その他の相談メニュー http://www.mylifeplan.net/index_menu.html



「30代夫婦が働きながら4000万円の資産をつくる考え方・投資の仕方」
明日香出版社から好評発売中です！
●ワークシート・Excelシート
【ダウンロード特典付き】

●ホームページ特設コーナー

<http://www.mylifeplan.net/book1.html>

●メールマガジン「働きながら4000万円の資産をつくる」

毎月20日頃発行(無料)しています！

登録は、コチラから

<http://archive.mag2.com/000290147/index.html>

